

岩手県告示第 1074 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項の規定により、法第 3 条第 1 項の許可を次のとおり取り消した。

平成 18 年 11 月 21 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成 18 年 10 月 23 日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社阿部工務店
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市仙北三丁目 16 番 35 号
    - ウ 代表者の氏名 阿部寿基
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（特-14）第 595 号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 10 月 23 日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成 18 年 10 月 25 日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社柴田物産
    - イ 主たる営業所の所在地 二戸郡一戸町鳥越字野月内館 86 番地の 4
    - ウ 代表者の氏名 柴田吉雄
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-13）第 1009 号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 10 月 24 日付けで土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成 18 年 10 月 31 日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社松村左官工業所
    - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡雫石町長山羽上 41 番地 3
    - ウ 代表者の氏名 松村トシ
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-14）第 1071 号
  - (3) 処分の内容 左官工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 10 月 31 日付けで左官工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成 18 年 10 月 20 日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社県南設備
    - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区中田町 4 番 17 号
    - ウ 代表者の氏名 小野義和

エ 許可番号 岩手県知事許可（特－13）第 3198 号

(3) 処分の内容 管工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 10 月 16 日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成 18 年 10 月 25 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社菊池工務店

イ 主たる営業所の所在地 釜石市野田町一丁目 16 番 25 号

ウ 代表者の氏名 菊池一太郎

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－14）第 3222 号

(3) 処分の内容 建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 10 月 23 日付けで、建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成 18 年 10 月 25 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社菊池工務店

イ 主たる営業所の所在地 釜石市野田町一丁目 16 番 25 号

ウ 代表者の氏名 菊池一太郎

エ 許可番号 岩手県知事許可（特－14）第 3222 号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 10 月 23 日付けで、土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業、造園工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成 18 年 10 月 19 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社佐藤建設

イ 主たる営業所の所在地 花巻市二枚橋町南一丁目 35 番地

ウ 代表者の氏名 佐藤恭司

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－13）第 4176 号

(3) 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 10 月 19 日付けで大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 平成 18 年 9 月 29 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 角建築

イ 主たる営業所の所在地 久慈市山形町川井第 10 地割 19 番地 1

ウ 代表者の氏名 角孝一

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－14）第 4317 号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 9 月 27 日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

9(1) 処分をした年月日 平成 18 年 10 月 11 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社千田善組

イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区佐倉河字扇田 146 番地

ウ 代表者の氏名 及川茂

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-14)第 4511 号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 10 月 11 日付けで土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 平成 18 年 10 月 3 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 高一建設有限会社

イ 主たる営業所の所在地 花巻市轟木 14 地割 73 番地

ウ 代表者の氏名 高橋一夫

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第 5172 号

(3) 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 10 月 3 日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

11(1) 処分をした年月日 平成 18 年 10 月 17 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社マルワホーム

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市上田三丁目 11 番 21 号

ウ 代表者の氏名 渡邊二郎

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第 5189 号

(3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 10 月 17 日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

12(1) 処分をした年月日 平成 18 年 9 月 29 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有原建設工業株式会社

イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡岩泉町二升石字貝内野 15 番地

ウ 代表者の氏名 有原則明

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-13)第 5638 号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 9 月 28 日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

13(1) 処分をした年月日 平成 18 年 10 月 2 日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 有限会社相澤組
- イ 主たる営業所の所在地 大船渡市大船渡町字下平 18 番 7 号
- ウ 代表者の氏名 相澤キヨミ
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般－14）第 8069 号

(3) 処分の内容 土木工事業に関する一般建設業の許可の取消し

- (4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 9 月 29 日付けで土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

14(1) 処分をした年月日 平成 18 年 10 月 4 日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 有限会社菊池電設
- イ 主たる営業所の所在地 遠野市青笹町青笹 4 地割 128 番地 1
- ウ 代表者の氏名 菊池和男
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般－14）第 8269 号

(3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し

- (4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 10 月 4 日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

15(1) 処分をした年月日 平成 18 年 10 月 23 日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 有限会社遠藤建創工業
- イ 主たる営業所の所在地 紫波郡紫波町犬吠森間木沢 29 番地 14
- ウ 代表者の氏名 遠藤芳貴
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般－17）第 9314 号

(3) 処分の内容 土木工事業に関する一般建設業の許可の取消し

- (4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 10 月 20 日付けで土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

16(1) 処分をした年月日 平成 18 年 10 月 6 日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 株式会社ニッテツ・ファイン・プロダクツ
- イ 主たる営業所の所在地 釜石市鈴子町 23 番 15 号
- ウ 代表者の氏名 伊丹一成
- エ 許可番号 岩手県知事許可（特－13）第 9690 号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、機械器具設置工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し

- (4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 10 月 3 日付けで、土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、機械器具設置工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

17(1) 処分をした年月日 平成 18 年 10 月 17 日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 有限会社木の香の家一木精空間
- イ 主たる営業所の所在地 北上市本通り二丁目 3 番 44 号

ウ 代表者の氏名 白鳥顕志

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第 50089 号

(3) 処分の内容 屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 10 月 6 日付けで屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

18(1) 処分をした年月日 平成 18 年 10 月 19 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社ミヤコー

イ 主たる営業所の所在地 釜石市大平町三丁目 9 番 3 号

ウ 代表者の氏名 宮本正

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第 110017 号

(3) 処分の内容 土木工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 10 月 13 日付けで、土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

19(1) 処分をした年月日 平成 18 年 10 月 12 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社煤賀建設

イ 主たる営業所の所在地 九戸郡野田村大字野田第 10 地割 40 番地 155

ウ 代表者の氏名 煤賀豊治

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-13）第 140030 号

(3) 処分の内容 土木工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 10 月 11 日付けで土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。